

# 道産品輸出適合理化モデル事業（北海道委託事業）

東アジア向け商品開発、販路拡大を目指している  
道産加工食品分野の企業の皆さまに！

## 「商品改善・販路拡大支援事業」 参加企業募集のご案内

**チャンス①**  
費用負担なしで  
輸出にチャレン  
ジできます！

**チャンス②**  
商品改善費用のう  
ち一定額を、本事業で負担します！

**チャンス③**  
海外のバイヤーや  
消費者のホンネが聞けます！

### 事業の目的

本事業は、北海道が優位性をもつ「食」分野において、中国、香港、タイなど東アジア市場に輸出を行う際の課題（賞味期限、規制物質の適合性等）解決に向けた「商品改善」を支援するとともに、実際に改善した商品を東アジア市場に輸出し、現地でのテスト販売を通じて海外への販路拡大を目指す企業様を応援することを目的に実施します。

### 対象とする商品

本事業で対象とする商品は、原則として「常温輸送」が可能なものに限り、ます。「冷凍輸送」が必要な商品については別途協議とします。

### 事業のアウトライン

#### I. コンサルティング・ステージ

東アジアの現役バイヤーを招聘し、輸出・販売におけるポイントを解説するセミナーと商品改善のコンサルティングを実施します。

#### II. 商品改善支援ステージ

輸出を希望される企業様の商品について、具体的に改善支援（短期：1～2ヶ月程度、中期：3～4ヶ月程度）を行います。商品改善に必要な費用のうち一定額を本事業で負担するため、企業様のご負担は少なくなります。

#### III. テスト販売ステージ

IIの短期改善商品は、参加企業様より原則買い取り、中国、香港、タイの現地デパート等でテスト販売を行い、改善効果を検証します。その結果は、現地の消費者の声や流通業者の評価等もあわせて、参加企業様にフィードバックいたします。

#### IV. リ・プロダクト支援ステージ

IIIの短期改善商品はテスト販売結果による再改善の助言を行なうほか、中期改善商品は道内在住の外国人モニターによる評価を踏まえ、改善のアドバイスを行ないます。

また、リ・プロダクトセミナーを開催し、本事業で得られた東アジア市場に向けた輸出・販売に関する情報の共有化を図ることにより、今後、輸出に取り組む企業様を支援します。

本事業への参加をご希望の方は、別紙「エントリー・シート」に、必要事項をご記入の上、**平成24年10月19日（金）までに下記申込み先までFAXでお申込みください。**

（裏面の参加条件等を十分ご確認ください）

なお、お申込多数の場合や商品の内容により、ご希望に添えない場合もありますので、予めご承知おきください。

主催：北海道（経済部国際経済室） 共催：北海道国際ビジネスセンター

事業受託者：ドーコン・ビデオリサーチコンソーシアム

【お問い合わせ・お申込み】

事業受託代表者：株式会社ドーコン 都市・地域事業本部 総合計画部（担当：平出、佐々木）

〒004-8585 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号

TEL：011-801-1555 FAX：011-801-1556

# 【参加条件のご確認】よくお読みください。

## ◆基本事項

本事業は、本道の「食」分野の商品を製造する企業様の、東アジア市場に輸出する際の課題解決に向けた「商品改善」への支援と、「現地テスト販売」により、海外への販路拡大を応援するために実施するものです。

本事業に参加する企業様は、この目的・趣旨及び以下の参加条件をご理解・納得いただいた上でご参加ください。なお、お申込多数の場合や商品の内容により、ご希望に添えない場合がありますので予めご承知おきください。

## ◆対象とする商品

①本事業の対象商品は、原則として「常温輸送」が可能なものに限りします。

☞企業様の輸出費（検査費・ラベル作成費）の負担はありません。

②「冷凍輸送」が必要な商品については、別途、協議とします。

☞企業様に輸送費用の実費相当分をご負担いただきます。

## ◆商品改善ステージ

①輸出を希望される企業様の対象商品を1アイテム（3～5個程度）ご提供いただくとともに、輸出への取り組み方針や商品情報等を別添「エントリーシート」に記載いただきます。

☞記載内容は、事業受託者及び外部アドバイザーが事業を実施するために使用します。

☞対象商品1アイテム（3～5個程度）を無償提供していただくとともに、送料を企業様負担でエントリーシート送付先までお送りください。なお、英語・中国語による表記など記載方法が分からない場合はお問い合わせください。

②本事業で招聘する外部アドバイザー（海外バイヤー等）から、輸出を行う際の課題や海外市場で販売する際の改善点などを、具体的にアドバイスいたします。

☞外部アドバイザーによるアドバイスの費用負担はありません。

③今回、輸出対象として選定された商品に関する改善点は、その内容により「短期（1～2ヶ月程）」「中期（3～4ヶ月程度）」に分け、専門家の助言を得ながら、企業様自ら改善に取り組んでいただきます。

☞専門家による助言にかかる企業様の費用負担はありません。

☞商品改善にかかる費用のうち一定額を本事業で負担いたしますので、企業様のご負担は少なくなります（事業受託者は、参加企業様に平等に支援を行なうという観点から、予算の範囲内で改善費用の一定額を負担させていただきます。なお費用負担方法等は、別途、協議させていただきます。）

## ◆テスト販売ステージ

①短期改善商品は、事業受託者が参加企業様より買い取り、中国、タイの現地デパート等でテスト販売を行います。その結果及び現地消費者の声、流通業者の評価等もあわせて、参加企業様にフィードバックします。

☞改善商品の買い取り条件（価格、数量等）は、ご相談させていただきます。なお、条件によっては、買い取りをお断りする場合があります。

☞改善商品の輸出、テスト販売、評価結果のフィードバック等について、企業様の費用負担はありません。（札幌市内指定倉庫までの輸送費は参加企業様でご負担ください。）

☞輸出の際、証明書等を取得する為に、事前にサンプルのご提出をお願いすることがございます。対象商品によって諸条件が異なりますので、必要数等は個別にご案内します。

②中期改善商品は、道内在住の外国人モニターによる評価と課題整理を行なうほか、必要に応じて改善指導も実施します。

☞外国人モニター評価及び改善のアドバイスについて、企業様の費用負担はありません。

## ◆その他事項

①事業企画主体及び事業実施主体に、故意または重大な過失がない場合、本事業に参加した企業様に損害が生じて、その責任を一切負わないものとします。

②事業企画主体及び事業実施主体が、改善商品を買取り、中国、香港、タイの現地デパートでテスト販売を行なう際、事業企画主体及び事業実施主体に故意または重大な過失がなく、当該商品が第三者に損害等を与えた場合、当該商品を販売した企業様は一切の責任を負います。

③本事業における商品改善の過程やテスト販売の結果については、公表を前提とします（ただし、企業秘密に属する事項については、公表にあたり、個別に協議することとします）。

④事業実施主体が、参加企業様からエントリーシート及び商品を受領後、参加企業担当者様に、提供情報に関する質問や確認を行なうため、電話・メール等でお問い合わせさせていただく場合がありますので、ご協力をよろしくお願いします。なお、提出いただいたエントリーシート・その他情報は、本事業の目的以外には使用いたしません。